

口座振替を利用しませんか？

市では、市税などの公金を指定の口座から自動的に振り替える口座振替制度をおすすめしています。

便利

納付の際、金融機関等へ出かける必要がなくなり便利！

安全

現金を持ち歩かなくてもよくなり安全！

確実

納め忘れがなくなり確実に納付！

口座振替ができるものは？

- ▷市県民税(個人の普通徴収分)
- ▷固定資産税
- ▷軽自動車税(種別割)
- ▷国民健康保険税(普通徴収分)
- ▷介護保険料(普通徴収分)
- ▷後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- ▷市営住宅家賃
- ▷市営住宅駐車場使用料
- ▷母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等
- ▷霊園維持管理料

申し込みはどうするの？

納付通知書・預貯金通帳・通帳の届出印をお持ちの上、取扱金融機関でお申し込みください。

【取扱金融機関】

市内の各金融機関(青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫は青森県内の店舗、八戸農業協同組合は三戸郡内の店舗を含む)、全国のゆうちょ銀行、全国のみずほ銀行(母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等のみ)

※市外の金融機関には、申込用紙を備え付けていませんので、希望する人は下記問い合わせ先までご連絡ください。

振替はいつから始まるの？

毎月10日までに金融機関で申し込んだ場合は、当月の納期分から振り替えます。ただし、ゆうちょ銀行とみずほ銀行に申し込んだ場合は、翌月の納期分からの振り替えとなります。

※振替日は納期限日です。振替日の前日までに、預貯金通帳の残高を確認してください。

振替できなかった分については、後日納付書を送付しますので、金融機関などで納付してください。

振替内容の確認はどうするの？

振替の内容は、預貯金通帳で確認できます。国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料については、毎年1月中旬に「口座振替済通知書」を送付しています。

継続検査が必要な軽自動車を所有している人

「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を送付します。

市県民税、固定資産税、軽自動車税で新たに「市税口座振替済通知書」の発行を希望する人

収納課までご連絡ください。一度ご連絡いただければ、毎年送付します。

問い合わせ先

市税	収納課	☎43-2164	市営住宅家賃・市営住宅駐車場使用料	建築住宅課	☎43-9109
介護保険料	介護保険課	☎43-9285	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等	こども家庭相談室	☎38-0703
後期高齢者医療保険料	国保年金課	☎43-9065	霊園維持管理料	市民課	☎43-9193

市税がスマホアプリで納付できます

利用可能なスマホ決済アプリ ※使用方法など詳細は、各アプリのホームページでご確認ください。

PayPay 請求書払い

LINE Pay 請求書支払い

PayB

支払秘書

※スマホアプリによる納付では、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、納付書を使用して金融機関またはコンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。

次の納付書は、スマホアプリで納付できませんのでご注意ください！

- ・バーコードの印字がないもの
- ・1枚の納付金額が30万円を超えるもの
- ・バーコードの読取りができないもの
- ・金額訂正したもの

